

奈良県告示第百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、姫谷
土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつ
た。

令和三年八月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 堂本 明夫

五條市靈安寺町一七五八

水取 憲男

二〇〇四

橋本 重夫

四〇九

橋本 啓介

二〇四四一一

樽井 定弘

二〇六〇一一

樽井 定弘

一四九八一一

森脇 和男

一三八一二

西出 勉

一七三三一一

岩井 勝実

三〇六

芳田 宏次

六六七一二

芳田 稔輔

一七三三一一

六六七一二

監事

五條市靈安寺町一七五八

理事 堂本 明夫

五條市靈安寺町一七五八

監事

五條市靈安寺町一七五八

芳田 芳田 岩井 森脇 森脇 西出 樽井 宮崎 橋本 橋本 水取 水取 憲男 憲男

宏次 宏次 勝実 和男 和男 勉 定弘 啓介 重夫 重夫 勉 定弘 啓介 重夫

禎輔 禎輔

六六七一二

三〇六

二 就任役員の役名、氏名及び住所